

**公共施設・公共用地有効活用対策
調査特別委員会会議録**

開会日時	平成22年 1月14日 自午前10時 2分 至午前10時55分	場 所	第二委員会室
出席委員	高橋委員長 小林(ひ)副委員長 儀武委員 藤本委員 島村委員 堀委員 山口委員 吉村委員 遠竹委員	欠席委員	なし
9名			
列席者	本橋議長 小林(俊)副議長		
説明者	高野区長 水島副区長		
	横田政策経営部長 小澤企画課長 吉末財政課長		
	小野総務部長		
	上村施設管理部長 坪内財産運用課長 近藤施設課長 天貝庁舎建設室長 田中施設計画課長		
	矢作学習・スポーツ課長		
	増田都市整備部長 鮎川都市計画課長 増子住環境整備課長 高田都市再生プロジェクト担当課長		
	石井公園緑地課長		
	岡部学校施設課長		
事務局	石川議会総務課長 海老澤書記		
会 議 に 付 し た 事 件			
1.	会議録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	1	堀委員、山口委員を指名する。
1.	委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・	1	正副委員長案を了承する。
1.	南長崎中央公園整備計画の進捗状況について・・・・・・・・	1	田中施設計画課長より説明を受け、質疑を行う。
1.	公園整備における財源確保について・・・・・・・・	4	田中施設計画課長より説明を受け、質疑を行う。
1.	目白小の建替え等を考える会の活動について・・・・・・・・	7	岡部学校施設課長より説明を受け、質疑を行う。
1.	次回の日程・・・・・・・・・・・・・・・・	9	4月16日(金)午前10時、委員会を開会することとなる。

午前10時2分開会

- 高橋委員長 　ただいまから、施設用地特別委員会を開会いたします。
会議録署名委員をご指名申し上げます。堀委員、山口委員、よろしく願いいたします。



- 高橋委員長 　委員会の運営について、正副委員長案を申し上げます。
本日は、案件を3件予定しております。
最後に、次回の日程についてお諮りいたします。
質疑のため、関係理事者の出席を予定しております。
以上でございますが、運営について何かございますでしょうか。
「なし」



- 高橋委員長 　それでは、案件に入らせていただきます。
南長崎中央公園整備計画の進捗状況について、質疑のため、矢作学習・スポーツ課長と石井公園緑地課長が出席しております。
理事者から説明があります。
- 田中施設計画課長 　それでは、南長崎中央公園整備計画の進捗状況について、ご説明させていただきます。資料1をお取り出しいただきたいと思います。
昨年9月の施設用地特別委員会で、屋内施設の体育館、プール部分につきまして、基本設計が終わった段階で図面等をお示したところでございますが、その後、屋外施設公園部分の基本設計に着手しております。3月で終了予定になっておりますので、その経過報告ということでございます。ですので今回は屋外施設部分を重点的にご説明をさせていただきます。
それでは、資料に沿ってご説明いたします。
まず、検討状況でございますが、今回、南長崎中央公園の整備に当たりましては、学識経験者の先生方や町会、各種団体、また公募をした区民の方々に構成いたします設計検討会議の中で設計図面につきまして議論いただいているところでございますが、その会議が10月から第4回、5回、6回と計3回につきまして屋外施設についての議論をいただいております。第4回は10月13日、その回は施設見学会を行いまして、現地、旧長崎中学校のほか、文京区にございます目白台運動公園や総合体育場をご覧になりました。この中で夜間閉鎖されている公園の状況ですとか、じゃぶじゃぶ池の状況、また、新しい人工芝について視察をされたということでございます。
第5回は11月25日でしたが、その回につきましては、屋外施設のゾーニングについてご説明、議論いただきましたのと、既存の樹木の活用につきまして、その方針を区から明示いたしましてご議論いただいたところでございます。
また、第6回は12月21日でしたが、これは具体的な設計のプランにつきまして、たたき台を用意いたしましてご議論いただきました。また、夜間閉鎖の問題につきましてご議論いただきましたのと、それから、多目的広場の夜間照明について、また、公園側の駐輪スペース等につきましても議論いただきました。引き続き、既存樹木の活用につきまして、少し具体的なご議論をいただいたところでございます。
今回で第6回終了いたしましたので、2月に第7回を予定してございます。一応、それで終了ということで現在のところ考えてございます。
2番目に、屋外設計プラン図でございますが、設計検討会議の意見を踏まえまして、別紙に示す検討プランを中心に検討してございます。これは後程ご説明いたします。
3番目に、今後の主なスケジュールでございますが、先程申し上げましたとおり、現在、屋外施設の基本設計に着手してございます。3月で終了予定でございますので、その後、22年度解体工事、仮設駐輪場の工事に入りまして、続けて屋内施設の建築工事に入ります。23年度まで屋内施設の建築工事は続きますが、その間、屋外施設の実施

設計を行います。24年度、屋内施設の開設予定になってございますので、それと同時に屋外施設の工事を開始いたします。すべてが開設されるのが25年度という予定になってございます。先程の設計検討会議につきましては、計7回を予定しておりまして、今年度末に最終報告をお受けする予定になってございます。

それでは、別紙をご覧くださいと思います。この図面につきましては、検討会議でお示しして議論いただいているプランでございますので、検討中の図面ということで、変更の予定があることだけご承知いただきたいと思っております。

それでは、左上からご説明いたします。まず、中央部分にございます子どもの遊び場でございますが、かねてよりご要望のありました幼児用のじゃぶじゃぶ池、夏の期間のみということでございますが、桜のプロムナード、中央部分にあります通路、園路との一体感を保ちつつ、また、近隣住民への配慮をするため、敷地境界から少し離して配置をするということですか、また、幼児、児童遊具と日除け棚等を設置するという案を提示してございます。

北側入り口、③のところでございます。北側の地域利用者の利便性及び災害時の救援センターとしての役割を考慮しております。また、鋭角になっておりますので、車道からの見通しをよくするために、目線を遮らないように、植栽または工作物はこの辺りでは控えるということで考えてございます。

園路につきましては、ご要望のありましたウォーキングなどができるように周遊性を確保するというところで考えております。

また、健康器具ということで、幅広い年齢層の利用に対応するために、健康器具等を園路沿いを中心に幾つか設置したらどうかということで考えてございます。

また、歩道上空地でございますが、これは主に②の付近になりますけれども、この辺りは斜路が狭いということもありまして、歩道上空地を目白通り側から園路につなげるということで想定しております。

また、右側に行きますと、通り抜け園路を設置してございます。これは⑥から⑧に抜ける通りでございますが、こちらにつきましては桜のプロムナードの開放時間等により、存否を含め検討中ということになっております。

また、ベンチでございますが、これは多目的広場の横に設置を考えてございますが、多目的広場と一体的な利用が可能な形状と考えてございます。

また、多目的広場の出入口ということですが、こちらは利便性を考えて、トイレに近いところに出入口を設置するというところで考えております。

また、その他施設としましては、防災公園ということで、かまどベンチや防災トイレ等は当然設置をします。

継承施設とございますのは、これは長崎中学校の記念碑等を、OBの要請もございまして設置することを考えてございます。

検討会議で今ご議論いただいている内容で主なご意見を申し上げますと、例えば、なるべく芝生広場を大きくとってほしいということもありまして、遊具とか植栽がなるべく邪魔にならないような配置にしてほしいと。豊島区内では大きな公園が少ないということもございまして、なるべく広い空間で子どもが走り回れるような場所をつくってほしいという意見が多数見受けられます。また、長崎中学校のOBの方々からは、記念樹などがございまして、なるべくそれを残して配置してほしいと、移植も含めて対応してほしいというご意見をいただいております。また、じゃぶじゃぶ池につきましては、幼児用のプールの設置が屋内施設でできなかったということもございまして、こちらに設置をして、池というよりは噴水に近いような形で、水に親しんで遊べるものを要望したいということでご意見を承っております。また、夜間閉鎖の問題につきましては、どの範囲で閉鎖をするかという議論をしていただいている真っ最中でございます。例えば、桜のプロムナードを自転車が通れるように、終日通行可能にすることで⑥から⑧の通り抜け園路をなくせないかとか、そういった大胆などうか、大きな意見も出てお

りまして、また、今後の議論になると考えてございます。また、夜間の多目的広場の照明の関係でございますが、近隣の影響が多数あるだろうと。また、光だけではなくて、騒音の問題もあるということで、慎重に対応をしたいという意見が出ております。また、どのぐらい整備費がかかるのかと、補助金は幾らで、区の負担はどれぐらいなのかといったご要望もありまして、次の検討会議の中では、どれぐらいの財政負担になるかということも情報としてお示ししていく予定になっております。

今後の予定でございますが、今後は年度内に住民説明会を実施する予定となっております。詳しい日程は今後詰めてまいりたいと思っておりますが、これらの設計プランを詰めまして、ある程度固まりましたらそれを住民説明会で説明させていただきたいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 高橋委員長 説明が終わりました。質疑を行います。
- 藤本委員 前にご説明があったかどうかあれなのですけれども、多目的広場なのですから、これは人工芝なのでしょう、それともオールウェザーとか、例えば芝生にするとか、その辺はもう決まっていますか。
- 田中施設計画課長 まだ最終的には決定をしておりませんので、検討会議の中でも人工芝が使い勝手がいいのではないかとのご意見もありましたし、生芝が喜ばれるのではないかとのご意見もありまして、まだ最終的には決定してございません。
- 藤本委員 そうですか、わかりました。利用しやすいような形はやはり人工芝なのかと思いますけれども、環境の面を考えると芝生ということも検討のうちなのかとも思いますが、その辺は検討会議に完全に委ねているのでしょうか。それとも、多少区としても緑被率ですとか、そういうことも考えて、何かお考えは持っているのか、その点はいかがでしょう。
- 田中施設計画課長 芝の件だけではないのですけれども、いろいろなご意見はいただきながら区としての考え方も出してまいりまして、いろいろな条件もございますので、それを加味して最終的には区で決定させていただきたいと考えております。
- 藤本委員 この場で言にくいのかもかもしれませんが、区の考え方というのは、今このグラウンドの形状についてはどう思っているのでしょうか。
- 上村施設管理部長 利用勝手を考えるとやはり人工芝がいいですし、やはり自然の土とか、そういった緑に触れ合うという面では通常の芝がいいという、一長一短あります。あと、経費面でも相当違います。屋外施設の実施設設計は来年度予定しておりますので、補助金の絡みとか、そういうものも総合的に加味しまして判断したいと思っております。現在はもう少しニュートラルな立場で意見をそれぞれの関係団体に聞いていきたいと考えております。
- 藤本委員 わかりました。今、実施設計のお話も出ましたけれども、このスケジュールを見ますと、基本設計は今年度中に終わらせて、解体工事に来年度から入っていくと同時に、来年度中からもう屋内施設の工事に着手するという予定になっておりますが、屋内施設のスケジュールと屋外施設のスケジュールで解体工事をしながらでも実施設計は何かできるのかということで、解体が終わってから、また、屋内施設の工事を進めながら、屋外施設の実施設設計と。これ何か屋外施設の23年度分というのはもう少し前倒して屋外施設の開設を早められるような、このスケジュールから見ると、そういう印象を持つのですけれども、これはやはり屋内施設の工事に関係して、いろいろ資材を置いたり、工事車両の搬入などもあるのでしょうけれども、屋内施設の工事と屋外施設の工事というのは、これは並行して進めるのは難しいのでしょうか。
- 田中施設計画課長 委員ご指摘のとおり、屋内施設の工事の中で資材の運搬ですとか、工事車両の出入口ですとか、資材の置き場ですとか、そういったところでどうしても公園部分、また多目的広場の部分を使わざるを得ないという状況もございまして、また、仮設駐輪場は多目的広場の部分に設置するというので考えてございますので、それも

鑑みますと、屋内施設の工事のときに同時並行で屋外施設の工事はちょっと難しいという判断がございまして、このように期間を外して工事をする。したがいまして、屋外施設の実施設計は直前に行いたいということがありまして、このスケジュールになってございます。

○藤本委員 基本的に建築の工事とか土木の工事というのは、期間が長くなると高くなるので、やはり縮められるところ、並行してできるところはやっていくべきではないのかと思います。これは説明上、実施設計が23年度になっていきますけれども、これは実際は22年度から、基本設計が終わればもう実施設計には当然入っていくものだろうと思っていますので、できる限りコストの面を考えても、やはり屋外施設の工事についても期間を短縮することも今後ちょっとご検討いただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○田中施設計画課長 ご意見、承りましたので、十分加味してスケジュールを検討していきます。

○高橋委員長 次に、公園整備における財源確保について、理事者から説明があります。

○田中施設計画課長 それでは、資料2をお取り出しいただきしたいと思います。また、今日、恐縮ですが席上配付をさせていただきまして、参考資料としまして居住環境総合整備事業対象区域図というものを、A4、1枚で乗せさせていただいております。それも一緒にご覧いただければと思います。

公園整備における財源確保についてということで、前回の施設用地特別委員会の中でお話しに上がりました、公園整備に関する特定財源やそれに関係いたします各種条件ですとか、制限等を1枚にまとめたものでございます。では、ご説明させていただきます。主にこの図に載ってございますのは、本区に該当するもののみでございますので、それ以外も幾つか種類はございますが、それは省かせていただいております。

表の中で、上の5番目までが国庫補助というくくりになっております。それ以下が東京都ですとか特別区、財調というくくりになってございます。

国庫補助の1番でございますが、都市公園防災事業費補助でございます。これは個別補助事業と統合補助事業と2つに分かれてございます。個別補助事業につきましては、備考のところにもございますが、(仮称)南長崎中央公園につきまして、この補助内容、補助事業を適用してございます。これにつきましては1ヘクタール以上が規模の要件になっておりまして、補助率が用地費3分の1、整備費が2分の1ということになってございます。

その中でその下の統合補助事業につきましては、1カ所以上という単位がございまして、また、既設の都市公園における災害応急対策施設の新設及び建設、橋梁等の耐震改修、バリアフリー化、老朽化した公園施設の改築・更新事業という要件がございまして、これにつきましては補助率、同じく用地費3分の1、整備費2分の1と。平成21年度から創設、5年間限定でございまして。

下にまいりまして、防災公園街区整備事業でございます。これは国から都市機構が地方自治体に代わって申請、交付を受けるものでございます。これは備考にございますが、上池袋東公園が該当となっております。

ここで、すみません、1点文言の訂正をお願いしたいのですが、その備考の中で、4段目、その他の費用とございますが、これは用地費に変更をお願いいたします。

これにつきましては、地域等の条件、災害に対し希弱な大都市地域及び大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域ということになっております。これも1ヘクタール以上でございまして。地方公共団体が補助枠外で都市機構が申請、交付を受けるということで、用地費3分の1、整備費2分の1ということでございます。都市機構が用地を買収し、施設の整備を行います。国庫補助金は都市機構が受けるという形でございます。用地費につきましては無利子、分割で、地方公共団体が都市機構に償還し、土

地施設を譲り受けるという形になってございます。

その次、都市公園事業費補助でございまして、これも個別補助事業と統合補助事業がございまして、個別補助事業につきましては、公園の種類が5種類書いてございまして、いずれも規模要件が2ヘクタール以上ということになってございまして、補助率は変わらず、用地費3分の1、整備費2分の1ということになってございまして。

統合補助事業は、規模要件につきましては500平米以上ということになってございまして、その中で緑地重点地区整備事業につきましては、備考にございまして、例として東池袋公園や椎名町公園等が該当しております。ただし、これは平成21年度以降は新規採択はされないということになってございまして。

緑化重点地区事業でございまして、採択単位は5カ所以上、地域等の条件は緑の基本計画に位置付けられた緑化重点地区内で行うものと。規模要件は、先程申し上げました500平米、事業費の要件が5カ所以上の箇所の合計事業費が2.5億円以上ということになってございまして。補助率は同じでございまして。

その下、中心市街地活性化広場公園整備事業でございまして。これは採択単位が3カ所以上、地域等の条件が中心市街地活性化基本計画に位置付けられた地区を含む地区内で行うものと。規模要件は同じく500平米以上です。事業費の要件が、3カ所以上の箇所の合計事業費が2.5億円以上と。補助率は変わらず用地費3分の1、整備費2分の1ということになってございまして。

その下にまいりまして、緑地環境整備総合支援事業費補助でございまして。これは統合補助事業ということで、都市公園整備事業と吸収源対策公園緑地事業の2つがございまして。都市公園整備事業につきましては、規模要件は1ヘクタール以上ということになってございまして。事業費要件につきましては、箇所ごとに総事業費が2.5億円以上、単年度国費が1,500万円以上ということになってございまして。用地費は3分の1、整備費が2分の1ということになってございまして。

その下、吸収源対策公園緑地事業につきましては、規模要件は500平米以上かつ5カ所以上で、高木を含む緑化率が80%以上となっております。事業費要件につきましては、5カ所以上の箇所の合計事業費が2.5億円以上、単年度国費が1,500万円以上と。補助率は同じでございまして。これにつきましては、平成21年度に創設されておまして、公共施設緑化に係る事業も対象となります。

次に、住宅市街地総合事業地区整備補助金でございまして。これにつきましては補助内容として、居住環境の改善のための公園・ひろば等の整備が入ってございまして。地域等の条件につきましては、本区の居住環境総合整備事業地区内が条件ということになってございまして。こちらにつきましては、席上配付させていただきました地域図をご覧いただきたいと思っております。こちらは現在この図では5カ所でございますが、20年度まで事業を終了しておりますのが2カ所でございますので、現在は池袋本町、上池袋、また東池袋四・五丁目地区の3カ所ということになってございまして。これにつきましては用地費が2分の1、整備費も2分の1と。例といたしまして、堀之内公園、門と蔵のある広場、染井よしの桜の里公園、池袋本町四丁目清掃車庫跡地、また、南長崎花咲公園等が入ってございまして。

その下でございまして、木密事業地区整備費補助金、これは都の支出金でございまして。こちらともその上と同じで、居住環境の改善のための公園広場等の整備ということで、居住環境総合整備事業地区内と同じでございまして。ただ、補助率が用地費が4分の1、整備費が4分の1と。適用されている箇所は、先程の国庫補助金と同様でございまして。

次に、都市計画交付金でございまして、これは都市計画公園事業に適用されてございまして。面積が1ヘクタール以上10ヘクタール未満の都市計画公園が規模の要件となっております。補助率につきましては、用地費、整備費でございますが、整備費につきましては上限がございまして、国庫補助金の控除後の約25%が対象となっております。また、備考のところにもございまして、ただし地下駐車場部分につきましては、加算額

がございませう。上記の国庫補助と併せて受けるものということになってございませう。

最後に特別区財政調整交付金でございませう。これは2種類上げさせていただきます、1つが都市計画公園事業でございませう。これは規模要件が1ヘクタール以上10ヘクタール未満の都市計画公園ということで、用地費、整備費ともございませうが、整備費は上限があると。上記国の補助金の控除後の約75%でございませう。また、地下駐車場部分につきまして加算額があるというのは同様でございませう。

一番最後、住宅市街地総合整備事業でございませう。これも先程ありました居住環境総合整備事業地区内であることが条件になっております。補助率につきましては、事業費のうち用地費が4分の1ということになってございませう。

右側の表にまいりまして、これは都市公園法におけます公園内の建築物の制限でございませう。以下の公園施設のうち、建築基準法における建築物を整備する場合について、①園路・広場、②修景観施設、③休養施設、④遊技施設、⑤運動施設、⑥教養施設、⑦便益施設、⑧管理施設、これらを整備する場合につきましては、建ぺい率は2%以内ということになっております。また、そのうち、休養施設、運動施設、教養施設及び備蓄倉庫等を整備する場合の特例ということで、上記の2%に加えて10%が加算されまして、12%以内の建ぺい率になってございませう。これは南長崎中央公園がこちらに当たりますので、南長崎中央公園の屋内施設につきましては、12%以内の建ぺい率になってございませう。また、屋根付き広場、壁を有しない雨天運動場等を整備する場合の特例ということで、同じくこれも10%が加算されまして、2%プラス10%で12%ということになってございませう。

説明は以上でございませう。

○高橋委員長 説明が終わりました。質疑を行います。

○小林(ひ)委員 一応この説明、公園整備費予算関連の事業が出てきた経過、説明をしていただく経過というのは、高田小学校の跡地について、どういう補助金が見えるのか、どういうのが使えないのか、建物はどうしてできないのかとか、こういう話があったのですけれども、そういう観点からいうと、問題点とか、こういうところでこうなのだとかという点について説明をいただけますでしょうか。

○上村施設管理部長 様々な制度があって非常にわかりにくいと思うのですけれども、補足も兼ねてご説明いたしますけれども、まず、一番手厚く措置されるのが居住環境総合整備事業地区内、こちらの地図で示してございませうが、こちらの整備地区内は非常に都市基盤が脆弱だということで、集中的に投資をしてもらえる制度になってございませう、これは面積要件にかかわらず、用地費はほぼ全額、それから、整備費は4分の3措置されるということで、非常に有利になってございませう、本区もやはり財源が非常に厳しいということで、この地区内を中心に現在は、これまでの整備の経緯を見てもらうとわかると思うのですけれども、重点的に整備しているということになってございませう。

ほかの補助金につきましては、1ヘクタール以上につきましては、財調の制度も2ヘクタールから1ヘクタールに変わったということで、非常に整備ができるようになってきたのですけれども、ただ、それ以下のものについての制度がほとんどないという状況でして、本区はこの南長崎のところにつきましては、たまたま1ヘクタール以上ということで、様々な制度を使えたのですけれども、そうすると真ん中に示してあります今度は吸収源対策公園緑地事業というこの制度しかないわけですが、1ヘクタール以下につきましては、以前は緑地重点地区整備事業という同様な制度があったのですけれども、これは制度を変えたという意味で、21年度で廃止とそれから新設ということになったと我々理解しているのですけれども、要件がただ80%以上の緑化率が必要ということで、非常に公園以外でも公共施設の緑化にも使えるということになった一方、やはりほとんど木を植え込まないといけないということになってございませう。したがって、使える公園の種類というのが結構限定されるのではないかと考えてございませう。

そういう意味で、高田の例を申し上げますと1ヘクタール以下ということで、補助金

をこれから考える上でも非常になかなか制度的には難しく、やはり単費の補助になるのではないかと考えているところでございます。

- 小林(ひ)委員 国の制度自体があれなのですけれども、この高木を含む緑化率が、80%以上ということについて、今、課長はほとんど木を植え込まなければいけないというのですけれども、これだけ見るとどこかの裏山か何かみたいなイメージがあるので、すけれども、実際は高木を含む緑化率というのだから、その辺のところは公園というからにはいろいろ、多少は何か芝生でもいいとかそれはありそうな気がするのですけれども、それはどうですか。
- 上村施設管理部長 今おっしゃるように、当然、多分芝生も含まれると思います。ただ、やはり公園というのは芝生、緑だけでそれでいいということになればいいのですけれども、かたい広場も欲しいとか、子どもの遊具が欲しいとか、いろいろな要件ありまして、それは計画の中でそういう形でもいいということになれば、この制度は適用できるのではないかと考えています。つくり方によると思うのです。そういうことで全くフリーで使えるということではないということだけご理解いただければ、これを使えないということではないということでご理解いただきたいと思います。



- 高橋委員長 それでは、次に進ませていただきます。目白小の建替え等を考える会の活動について。

説明のため、岡部学校施設課長が出席しております。

理事者から説明があります。

- 岡部学校施設課長 それでは、目白小の建替え等を考える会の活動について報告させていただきます。お手元に、活動についてのA4の両面の1枚物と、考える会が出しましたニュース第1号、第2号を配付してございます。

目白小につきましては、ご存じのように小中学校改築計画前期計画の2番目の改築校でございます。その目白小の建て替えに当たりまして、設立目的でございます。建て替えを進めていくために、地域、保護者、学校、区及び教育委員会等の関係者が建て替えについての基本的な考え方を協議していく場として設立いたしました。平成21年度中、今年度中の基本構想(案)の区長提言を目指して活動しているところでございます。設立につきましては、20年12月4日でございます。

委員の構成でございます。そこにご存じのように18名の方でございます。PTA、同窓会が6名、それから目白小学校につきましては学区に係る町会が7町会でございますが、その町会の中で3町会の関係者の方に入っております。それから、まちづくりに関係する団体等ということで、目白駅周辺地区整備推進協議会の方と、それから私立幼稚園の園長先生も入っております。それから、公募委員ということで公募いたしましたところ、3名の方に応募していただきましたので入っております。公募につきましては、20年10月1日から31日の間、募集いたしました。通学区域に居住する方、または通学児童の保護者いずれかということで募集したところでございます。それから、学校から2名、それから、区教育委員会から2名ということで構成されてございます。

活動状況と今後の予定でございますが、裏面をご覧ください。網かけの部分は既に終了した活動でございます。第1回は20年12月4日でございます。その後、1月と4月、5月でございますが、区内の南池袋小学校のほか、新しい学校ということで江東区、それから足立区の学校を見学いたしました。その後、表頭に備考欄がございますけれども、5月のところでございますが、お手元にご存じニュース1号ということで設立につきましても、それから、活動状況、それから、見学会についての内容を載せたニュース第1号を発行いたしました。ニュースにつきましてはホームページに掲載のほか、保護者、教職員、それから関係する町会7町会に回覧をしてございます。それから施設にも配置してございます。

その後、第4回では、豊島区や目白小学校の教育目標や教育について、それから、子どもスキップや区民ひろばということにつきまして、校長あるいは関係課長から説明したところでございます。さらに広くご意見を聞くということで、建て替えに関するアンケート調査をすることにつきましてご検討いただきました。アンケートにつきましては7月いっぱいをかけまして児童、保護者、それから教職員、それから関係町会ということの区民の方にアンケート調査をしたところでございます。

それから、第6回から第8回にかけて、アンケートの調査結果の概要のほか、ワークショップを実施いたしまして、これまで見学した学校やそれから様々な区の状況、それから、日ごろからお考えのことを含めましてご意見をそれぞれ出していただきまして、基本方針、それから施設について、こんなものをしてほしいとか、こういうものを盛り込んでどうかということで、忌憚のないご意見をいただいたところでございます。そこで、11月にお手元でございますニュース第2号ということで、活動状況とアンケートの概要をお載せして配布したところでございます。そして8回から9回にかけては、模型を用いまして配置計画の検討もしたところでございます。今月中にさらに区長に提言する基本構想案の作成にかかりまして、2月1日には目白小学校でこれまでの活動やこれまでまとめた基本方針等を、地域の方、保護者の方にも会として説明するというので、夜7時から目白小学校で地域説明会を予定してございます。それらの意見をいただきまして、2月に基本構想案をまとめまして、3月に基本構想の案を区長に提言する予定でございます。

表紙にお戻りください。

22年度以降の予定でございますけれども、来年度基本設計、23年度実施設計、24、25年度で工事、仮校舎使用いたしまして、26年4月に新校舎開校という予定でございます。

せっかくでございますので考える会のニュースの2号をお手元にお出しください。アンケートの内容でございます。簡単に説明させていただきます。

1ページの右下にございますように、配布対象、児童、保護者、教職員、それから区域内の区民の方ということで、1,649枚配布いたしまして、回収率45.85%でございました。

中身をご覧ください。2ページ、3ページでございます。左側に児童のアンケート結果、右側に保護者・地域の結果ということで、概要を載せてございます。児童でございますけれども、好きな場所ということで聞いたところ、校庭や日本庭園が好きだということで意見が多く出ております。2つ目でございますが、嫌いな場所や直したいところとはいうところでお聞きしましたところ、トイレということで、やはり狭いとか、大分古くなってございますのでそこら辺は直してほしいという声がありました。また、欲しいものや残したいものということでお聞きしましたところ、ヒマラヤ杉ということで、校門に入ってすぐのところにあります大きなヒマラヤ杉でございますが、圧倒的にこれを残してほしいということで声がありました。それから、新しい学校に必要なものは何ですかということで高学年に聞いたところ、そこにございますように、休憩場所がありました。

それから、右側でございます。保護者・地域でございますけれども、目白小のよいところはということでお聞きしましたところ、保護者・地域とも、一番にヒマラヤ杉ということで挙げてありまして、児童だけでなく、周辺の方にとってもシンボルとして認識されているようでございます。改善すべきところはということでお聞きしましたところ、やはり大校庭、入ってすぐのところでございますけれども、校庭を何とかしてほしいということで、もともと細長い敷地に校舎が建っている関係で、さらに校庭が細長くなって、運動会のときには、トラックをとりますと、ほとんどの保護者の方が立ち見のような形になってございますので、何とかならないかということでご意見をいただいております。それから、建て替えに関して充実すべきことは何でしょうかということでお聞き

しましたところ、グラフにもございますように、やはり緑豊かな学校環境のせいもあって、全体的に環境面に関する意見が多くて、太陽光とか緑の充実、雨水利用とかということで意見をたくさんいただいております。

4ページをご覧ください。教職員につきましては回収数が14ということで少なかったのですが、改善を望むということでは、日常使っているトイレにつきましては、やはり何とかしてほしいというご意見がございました。また、自由意見欄では、仮校舎までの距離が遠いので安全策はどうかと、仮校舎へのスクールバス等について配慮してほしいというご意見がございました。

説明は概略でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 高橋委員長 説明が終わりました。質疑を行います。
- 藤本委員 小学校建替えを考える会の方々、皆さん熱心に議論していただいているのを私も伺っています。先日の委員会の際に、山口委員から、公園の整備に当たってやはり一定の条件のもと、できるものでできないものをきちんと把握した上でそういう協議会なり検討会をつくってやるべきだという、これは大変でまさにそのとおりということなのですが、小学校についても多少建て替えについて、私が小学校のころは、小学校は3階建て、中学校は4階建てとか、何かそういう暗黙のルールみたいなのがあったのかなかったかということも聞いたことがあるのですが、今、小学校を建て替えるにあたって、特に都心で敷地面積の少ない中に体育館やプール、そして教室等も兼ね備えていくとなると、なかなか全国基準の小学校の一定の要件というのがあると思うのですが、やはり都心部ではまたそれだけではどうしても敷地上賄い切れないところもあるのではないかと思います。そういう点について、例えば小学校を建て替えるときに、必ず守らなければいけない部分とかというのはあると思うのですが、その辺は何か具体的にこの目白小学校に関してあるのか、そしてまた、今現在考えていて、敷地の大きさからいって難しいなと思っているようなところはありますか、その点はいかがでしょう。
- 岡部学校施設課長 文部科学省で設置基準等がございますけれども、できるだけこのようにということで、運動場の面積とか、そういう形ではございます。ただ、委員ご指摘のように、狭い都心のところでございますので、すべてを満たすことはなかなか難しい状況でございます。また、建物の高さでございまして、この考える会の中で、現在、3階建てでございまして、目白通り沿いですと5階まで建つということで、北側の住宅の日影の関係もございまして、斜めの形で、目白通りから北側にかけて5階建てでも可能だということで、今後様々な、教室だけでなく、少人数の指導の場所とか、そういうものを盛り込んでいきますと5階でもどうだろうかというご意見もございまして、実際、模型を使った意見の中でも、提案の中では内容としては入っているところでございます。
- 藤本委員 委員の中には建築や設計に長けている方もいらっしゃるようなので、その点も考えていろいろご提言されていると思いますが、やはりできるものとできないものというのがあるかと思いますが、その辺、区としても話し合いの状況をよく把握していただいて、一定の助言はしていただきたいなと思います。
まだ始まったばかりで、いろいろ熱心にご議論されている最中ですので、あまり要望だの何だのということは全くありませんが、ぜひそういう形で見守っていただきたいと思います。それでまた、提言についても真摯に提言内容を受け止めていただきたいと思います。

以上です。

-
- 高橋委員長 それでは最後に、次回の日程でございます。
次回は4月16日金曜日、午前10時に開会したいと存じますが、いかがでしょうか。
「はい」

○高橋委員長　それでは、そのように決定させていただきます。

この際、何かございますでしょうか。

「なし」

○高橋委員長　以上で、施設用地特別委員会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

委員長

高橋 佳代子

署名委員

堀 宏道

署名委員

山口 菊子